

## 緊急木造住宅「わが家の耐震診断」支援事業費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 知事は既存木造住宅の耐震改修を促進することにより、地震に対して多数の者の安全及び市街地の防災安全性の確保を図るため、国の社会資本整備総合交付金交付要綱（住宅・建築物安全ストック形成事業）（平成22年3月26日付国官会第2317号）に基づき木造住宅耐震診断事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### 一 木造住宅耐震診断事業

市町村が、既存木造住宅に山梨県木造住宅耐震診断技術者を派遣し、木造住宅耐震診断を実施する事業をいう。

#### 二 既存木造住宅

次の各号全てに該当するものをいう。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- (2) 木造在来工法で建築された住宅
- (3) 2階建て以下の住宅
- (4) 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅

#### 三 山梨県木造住宅耐震診断技術者

建築士の資格を有し、県が主催又は後援する山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会若しくはそれと同等以上であると知事が認める講習会の受講修了者をいう。

#### 四 木造住宅耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断
- (2) (一財)日本建築防災協会（以下「協会」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行う一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に基づいて行う精密診断

### (補助の対象及び補助率)

第3条 補助の対象及び補助率は、次に掲げるとおりとする。

補助の対象		補助率（額）
事業の区分	経費	
木造住宅耐震診断事業	市町村が行う当該事業に要する経費	当該事業に要する経費の4分の1以内とし、1戸につき、11,460円を限度とする。 ただし、耐震診断の結果、総合評点が1.0以上の場合は、1戸につき、7,640円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、事業着手前に、緊急木造住宅「わが家の耐震診断」支援事業費補助金交付申請書(様式第1)を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を決定するとともに、緊急木造住宅「わが家の耐震診断」支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2)により、市町村長に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 知事は、補助金の交付を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
  - ア 補助事業の内容の変更(補助金交付決定額に変更のない場合を除く。)をしようとするとき。
  - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業を予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(事業内容の変更)

第7条 市町村長は、補助金の変更が生じる場合に前条(1)アの規定により承認を受けようとするときは、緊急木造住宅「わが家の耐震診断」支援事業費補助金交付変更申請書(様式第3)を知事に提出しなければならない。

2 知事は前項に規定する変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の必要があると認められた場合は、緊急木造住宅「わが家の耐震診断」支援事業費補助金交付変更決定通知書(様式第4)により、市町村長に通知するものとする。

3 市町村長は、前条(1)イの規定により、承認を受けようとするときは、緊急木造住宅「わが家の耐震診断」支援事業の中止(又は廃止)承認申請書(様式第5)を知事に提出しなければならない。

4 知事は前項の規定による事業の中止(又は廃止)承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認められた場合は、緊急木造住宅「わが家の耐震診断」支援事業の中止(又は廃止)承認通知書(様式第6)により市町村長に通知するものとする。

5 市町村長は前条(2)の規定により指示を受けようとするときは、緊急木造住宅「わが家の耐震診断」支援事業の未完了報告書(様式第7)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定による状況報告は、6月、9月、12月及び3月末日現在の状況を緊急木造住宅「わが家の耐震診断」支援事業遂行状況報告書(様式第8)により翌月5日までに知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第9条 実績報告は、緊急木造住宅「わが家の耐震診断」支援事業費補助金実績報告書(様式第9)に

より、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による報告書を受領したときは、その内容を審査及び検査等により、その報告書に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、緊急木造住宅「わが家の耐震診断」支援事業費補助金の額の確定通知書（様式第10）により市町村長に通知するものとする。

(実施要領)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
- 3 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和2年3月31日から施行する。